

2019年度 中野区産後ケア事業（デイケア）業務委託仕様書

1. 件 名

中野区産後ケア事業（デイケア）委託（基本契約）

2. 委託期間

2019年契約締結日から2020年3月31日まで

3. 履行場所

受託者が受託業務の履行場所として申請した助産院、医療機関等

4. 利用者

区より中野区産後ケア事業の利用承認を受け、別紙1「産後ケア事業利用カードA」若しくは別紙2「産後ケア事業利用カードB」、別紙3「産後ケア事業・追加利用カード（多胎児支援用・利用期間延長用）」の交付を受けている者

（なお、対象者については中野区産後ケア事業実施要綱第3条を参照のこと。）

5. 利用期間

出産後6か月（出産後満7か月後の前日まで）を利用期間とする。ただし、別紙3「産後ケア事業・追加利用カード（多胎児支援用・利用期間延長用）」を交付されている者については、カードに記載されている期間とする。

6. 委託内容

（1）利用予約の受付業務（受付・日程調整・事前説明等）

別紙4「受付・利用者負担金徴収等の業務について」を参照し行うこと。

（2）産後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等の支援を行う通所事業の実施。

内容は以下のとおりとし、原則として個別に実施すること。集団で実施する必要がある場合はあらかじめ区に申し出ること。

- ア 産後の母体管理及び生活面の指導
- イ 母乳に関する相談及び授乳方法指導
- ウ 沐浴方法の指導
- エ 発育又は発達に関する相談
- オ 乳児に対する肌ケアの方法の指導
- カ その他保健指導

（3）利用予約状況の報告

別紙4「受付・利用者負担金徴収等の業務について」を参照し行うこと。

（4）利用者負担金の徴収及び領収書の発行

別紙4「受付・利用者負担金徴収等の業務について」を参照し行うこと。

7. 実施施設について

本業務は、助産師を配置し、母子が安全かつ快適に過ごすことができる施設において実施するものとする。実施にあたっては、6.3㎡以上の専用の部屋の確保が可能であること。

複数の利用者（乳児を除く）が利用する場合は、1名あたり4.3㎡以上の部屋を確保すること。

8. 利用日数・時間等

- (1) 同一の利用者にサービスを提供できる回数は通算して5回までとする。ただし多胎母子については7回までとする。
- (2) 1回の利用時間は、当該日の10時から15時までの時間帯の中で利用者の任意とする。但し、受託者は3時間を超える利用を勧奨するよう努めること。
- (3) なお、区長が必要と認めた場合には、必要最低限の範囲において、上記に定める時間を超えて利用させること。

9. 事業従事者体制

- (1) 施設には常時1人以上の助産師を配置し、本事業の実施にあたること。
また、職員を配置する際は本事業の専任とし、他の事業や職務との兼任をさせないこと。
- (2) 緊急時等の連絡体制を整えていること。

10. 事業従事者の健康管理

- (1) 受託者は、常に本事業に従事させる者（以下「従事者」という。）に対して感染症予防及びメンタルヘルス等の的確な健康管理の措置を講じるとともに、本事業の執行に支障を来さぬ人的体制をとること。
- (2) 受託者は、学校保健安全法施行規則第18条第1項第2号に定める第二種感染症（インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎）にり患した従事者、又はり患の疑いがある従事者（以下「り患者等」という。）を確認した場合、直ちに次の措置を講ずること。
 - ①り患者等について、他者への感染可能性がなくなるまでの期間は本事業に従事させないこと。
 - ②当該り患者等の氏名、他者へ感染させる可能性のある期間内に接触した事業利用者氏名及び接触日時等を区に対して報告すること、受託者における確認が夜間又は休日であった場合も同様とする。

11. 利用者負担金の徴収について

受託者は、別紙4「受付・利用者負担金徴収等の業務について」に定める利用者負担金を利用者から徴収すること。

12. 委託料の請求・支払等

受託者は受託業務の実績に基づき、次の経費の合計額を請求すること。なお、(1)⑤については区の定める金額に基づき算出すること。

(1) 経費区分

- | | |
|-------------|--|
| ①利用料 | 利用者に対する通所型事業の提供に要する経費（利用1回あたり） |
| ②事務手数料 | 事務関係経費（利用1回あたり） |
| ③多胎児加算額 | 多胎児の母子の利用に係る加算。多胎児数から1を減じた数に単価を乗じた額とする。（利用1回あたり） |
| ④キャンセル料 | 利用予定日前日以降及び無断キャンセルに係る経費（1件あたり） |
| ⑤利用者負担額（減算） | 受託者が徴収した利用者負担金相当額を請求額から減算する。 |

(2) 支払方法

毎月払いとする。検査合格後、受託者からの正当な請求に基づき支払う。

13. 委託契約の履行及び実績報告

- (1) 受託者は、本事業を契約書で定める履行場所以外の場所で実施してはならない。

(2) 区は、必要があるときは受託業務の利用状況について、受託者に報告を求め、又は区の職員を立ち合わせて監督させることができる。

(3) 受託者は、実施月の翌月10日までに、区が定める様式により業務の実績報告を行う。

14. 損害賠償

委託契約約款の規定のほか、受託者は、業務上行った従事者の行為等について一切の責任を負うこと。本事業を実施するに当たって故意又は過失により区又は第三者に損害を加えたときは、受託者はその損害を賠償する責任を負うものとする。

15. 個人情報保護について

受託者は委託業務として個人情報を取り扱うときは、中野区個人情報の保護に関する条例及び中野区個人情報の保護に関する条例施行規則を遵守して、別紙5「個人情報保護に関する遵守事項」に則り、業務を遂行すること。また、パソコン等の情報機器の使用にあたっては、別紙6「情報安全対策遵守事項」及び別紙7「コンピューターセキュリティに関する具体的事項」に則り行うこと。

16. 一般的禁止事項

この契約の履行にあたって、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利用者の信用を損なう行為及び利用者に危険を及ぼす行為
- (2) 受託業務を履行する中での営利活動、特定の育児用品等の宣伝、販売等
- (3) 特定の思想信条に基づく活動や勧誘行為、宗教活動等

17. 区の指示に基づく受け入れ中止

本契約は、契約の基本とする金額等を定める基本契約であり、区の予算措置に基づき事業実施していることから、区は受託者に対し予算を理由とする受け入れの中止を文書により指示できるものとし、受託者は指示に基づき受け入れを中止しなければならない。なお、受託者は区に対し本条に基づく中止に係る損害賠償を請求することができない。

18. その他

- (1) 受託者は本仕様書において特に定めるものの他、中野区産後ケア実施要綱に基づき実施すること。
- (2) 心理指導が必要と思われる本事業の利用者については、区に報告し、区と共同で支援できるよう努めること。
- (3) 本事業内容について区が行う調査等に協力すること。
- (4) 本仕様書に定めるもののほか、必要な事項は別途協議の上決定する。
- (5) 本契約の履行にあたり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害しないこと。また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をすること。

担当

中野区中部すこやか福祉センター 横 松

電 話 03-3367-7796